

被獻日獻金活用申請案內

2026 年度



日本聖公会婦人会

2026年1月8日
日本聖公会婦人会役員会作成

[I] 被献日献金の沿革

被献日献金のはじまり

1926年（大正15年）、日本聖公会婦人会は第7回日本聖公会婦人補助会大会で、2月2日の被献日を「創立記念日」と定めました。そして各地方部婦人補助会で記念聖餐式を行い、その信施金を中央本部に積み立てて「婦人献身者養成」のために用いることが決まり、これを「被献日献金」と呼ぶことになりました。

被献日献金の歩み

「被献日献金」が定められて以降、日本聖公会婦人会は「婦人の献身者」が与えられることを願い、婦人伝道師の養成や俸給の援助、女性の聖職候補生の学びの援助や、女性の教役者リフレッシャーコースへの支援、また修女会の働きへの支援などを行ってきました。1975年以降は女性に限らず、日本聖公会の教役者継続教育のために献げられた時期もありました。しかし1998年日本聖公会でも女性の司祭按手が認められ、時代とともに女性の教役者の立場が変化する中で、被献日献金の在り方を再考することとなり、2007年の総会で新たな被献日献金の目的が決められました。

[II]被献日献金の目的

1. 会員みずからが主体的に学び、育つことを目指す。
2. 会員以外の教会に連なる人、神学生と聖職候補生の学習希望の申請を受け、直接顔の見える支援を展開する。

【被献日献金始まりの精神】

心から女性の教役者の働きを支えるためにも、教役者に学びを任せ、私たちの代わりに働いてくださいと願う一面をもつこれまでの意識から抜け出し、みずからの学びを通して神さまとの協働者となっていくことを目指す。会員の主体的学びの重要性を感じ、会員以外の教会に連なる人、神学生と聖職候補生への支援を展開することによって、より多くの人々と顔の見える関係を作り出し、神さまの宣教の業に参与できることが大切であると考えています。

第7章 創立記念日

第30条 【創立記念日】

本会は、2月2日（被献日）を創立記念日とし、教区婦人会または教会婦人会等で礼拝を行い、神の宣教の業に参与するために、会員・教会に連なる人・教役者が主体性を持って学び・育つことを祈り、献金を献げる。

2007年6月第22（定期）総会決議第4号

[III]被献日献金活用実施要項

「献げる」ことの意味を「自らを献げる」と捉え、被献日献金活用の主旨を次のように設定しました。

1. 会員が自らの学びを深め、神さまの宣教の業に自らを献げられるように。
2. 教会によっては被献日の礼拝の中で、婦人会員に限らずさまざまな人たちによって献げられるこの献金を、教会に連なるすべての人たちの学びに活用していただく。
3. 神学生や聖職候補生の学びを男女の別なく応援する。
4. 今後私たちは、感謝箱献金事務局（コア）の働きから大きな学びを得ようとしているので、事務局運営にも協力する。
5. 申請制度にして、また支援に伴う報告書提出を得て、活用する方々の顔が会員に見える関係を築く。

1. 対象者・支援額・申請の手順

単位：万円

対象者		支援充当額	限度額	審査主体	提出期日 (必着日)
会員	①教区婦人会	54	1 教区 6 万円	日本聖公会 婦人会 役員会	隨時提出
	②有志グループ	20	1 グループ 5 万円	日本聖公会 婦人会 総会 (会長会)	3月末 までに 提出
③神学生		※70	1 人 10 万円 (図書費は 5 万円)	日本聖公会 婦人会 役員会	5月 15 日 までに 必着
④聖職候補生		30	1 人 5 万円 (書籍に限る)	日本聖公会 婦人会 総会 (会長会)	3月末 までに 提出
⑤関連団体		50		日本聖公会 婦人会 役員会	隨時提出
⑥コア		20			
計		174 + ※70			

※70 については P5③で説明

◆ 対象者について

① 教区婦人会

本会に属する全教区が対象。各教区婦人会は毎年 6 万円を申請できる。次年度に使用する予定の場合も申請可能。但し、教区婦人会大会に関する申請は 3 年後の計画が明確な場合は 3 年連続して申請可能。

② 有志グループ

本会に属する全会員が対象。会員相互の学び、およびその基盤となる個々の教会婦人会活動を支えるために申請可能。

③ 神学生

申請年度に聖公会の神学校に在籍している神学生、および聖職候補生として教区から認可され神学校で学んでいる者。書籍は 1 冊の単価が 1,000 円（税込）以上とする。

「※70」被献日献金スカラシップの本来の意義を継続する活用と捉え、スカラシップ積立金から毎年 70 万円を充てる。

④ 聖職候補生

書籍に限る。1 冊の単価が 1 万円（税込）以上、合計が 5 万円（税込）以下とする。

⑤ 関連団体

役員会から呼びかける事柄に対する補助。

1) 日本聖公会婦人会総会における傍聴者（各教区婦人会 1 名）の交通費を援助

- 2) ACWCJ 研修会参加者の交通費
1万円を上限として 5,000 円を超える分を補助
例) 5,000 円以下…補助なし 5,500 円…500 円の補助
11,000 円…6,000 円の補助 15,000 円以上は…10,000 円の補助
- 3) 国連女性会議、ACWC 等の世界大会参加者の交通費・滞在費の一部支援

⑥ 感謝箱献金事務局（コア）

スタッフから申請された研修費用。毎年 20 万円を申請限度額とする。

◆ 申請の手順

総会（会長会）審査分（有志グループ・聖職候補生）

- ・有志グループは、所属教会の牧師または婦人会の推薦を受け、申請書を所属教区婦人会に提出し、教区婦人会がこれを取りまとめて、日本聖公会婦人会役員会に提出する。
- ・聖職候補生は、教区主教の推薦を受け、申請書を所属教区婦人会に提出し、教区婦人会がこれを取りまとめて、日本聖公会婦人会役員会に提出する。

※教区婦人会のない教区について 東京教区は、直接日本聖公会婦人会役員会へ提出する。九州教区は、教区女性の課題担当者に提出し、教区女性の課題担当者がこれを取りまとめて、日本聖公会婦人会役員会に提出する。

- ・日本聖公会婦人会役員会は、受け取った申請書を総会（会長会）に提出する。
- ・審査決定は、総会（会長会）時に、議案審議とは別に、役員会および各教区婦人会より会長を含む 2 名以内の代表で審査会を開き、これを行う。

有志グループ
所属教会の牧師または婦人会、
所属教区婦人会の推薦を受ける

聖職候補生
教区主教の推薦を受ける



教区婦人会
受け取った申請書を取りまとめて、日本聖公会婦人会役員会へ提出



日本聖公会婦人会役員会
各教区から受け取った申請書を取りまとめて、総会（会長会）へ提出



総会（会長会）
議案審議とは別に審査会を開き、申請書を審査決定

役員会審査分 (教区婦人会・神学生・関連団体・コア)

- 教区婦人会からの申請は、隨時日本聖公会婦人会役員会に提出する。
- 神学生は、所属神学校の長の推薦を受け、申請書を直接、日本聖公会婦人会役員会に提出する。所属教区婦人会には、申請書の写しを報告として送付すること。(教区婦人会をもたない教区の場合はこの限りではない。)

- ・ 関連団体の申請は、役員会からの呼びかけに対して、各教区婦人会から申請書を提出する。

2. 申請提出・支援対象期間

1) 申請提出期間

- ・ 有志グループ・聖職候補生 2月2日～3月末日
- ・ 神学生 2月2日～5月15日
- ・ 教区婦人会・関連団体・コア 隨時

2) 支援対象期間

2月2日（被献日）～翌年の2月1日までの1年間分

3) 申請可能回数

年1回。

同一枠内にて3度まで申請可能。（教区婦人会はこの限りではない。）

3. 申請案内の配布先

- 1) 各教区婦人会
- 2) 各教区事務所
- 3) 聖公会神学院・ウイリアムス神学館

4. 申請書の入手方法

日本聖公会婦人会ホームページからダウンロード

<https://www.nskk.org/fujinkai/>

※申請案内・申請書入手困難の場合は日本聖公会婦人会役員会、各教区婦人会役員会へ直接請求可能

5. 審査

- 1) 審査は、書類審査を行う。
- 2) 申請は、審査の結果、受理されない場合がある。
- 3) 申請額と支援額は、異なる場合がある。
- 4) 審査の結果は、提出年の 6 月末頃に、日本聖公会婦人会役員会から、文書（E-mail）にて本人に通知する。
(神学生はこの限りではない。)

6. 報告

- 1) 支援を受けた人・団体等は、日本聖公会婦人会へ必ず研修や学習の報告をする。
- 2) 提出された報告は、役員会から『ニュースレター』『おとずれ』などの機関紙を通して、他の会員にも伝達する。

日本聖公会婦人会ホームページ

被献日献金申請案内



<https://www.nskk.org/fujinkai/hikenbisinsei>

[IV]被献日献金 Q&A

Q

どんな学びに支援してもらえますか？

A

例えば、

- ◇ 教区婦人会で研修・修養会や大会を開くとき
- ◇ 婦人会会員の有志グループで、教会や社会の課題について学習会を開きたい
- ◇ 神学生の方で、図書費の援助を受けたい
また研修プログラムに参加したい
- ◇ 聖職候補生の方で、図書費の援助を受けたい

Q

男性信徒も申請できますか？

A

会員グループに加わっていただき、申請を出していただくことなどが考えられます。会員（または会員グループ）が申請の主体となることが必要です。

Q

神学生・聖職候補生について、申請は男女を問いませんか？

A

以前は特に女性の方々の学習やお働きを支援してきましたが、現在は男女を問わず、その勉学意欲を大いに応援いたします。

Q

婦人会に入っていないのですが、被献日献金に協力するにはどこへ送ればいいでしょう？

A

この献金の趣旨は、被献日の礼拝で献げられた心と献金を集めて、神様のご用をお手伝いするための学びに活用しようというものです。したがって、可能であるならば何らかの形で礼拝に参加された上で、教区婦人会または日本聖公会婦人会へ届くような方法をお取りくださればうれしいです。

※被献日献金については、2007 年度から 100%を日本聖公会婦人会へ送っていただいています。各教区婦人会の中で、より理解を深めていただくために、決議により 2003 年度～2006 年度までの 4 年間は 50%を教区婦人会で活用していただく方法がとられました。そして、2007 年度から、新しい目的に沿ったお献げをするために、教区に集まったものの全てを日本聖公会婦人会に集約してお献げするという、被献日献金本来の姿に戻ったとご理解ください。ただし、各教区婦人会へは研修費用として毎年 6 万円の枠が設けられていますので、各教区でのさまざまな学びへの活用をお考え下さい。

申請書の提出先

日本聖公会婦人会

〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町 2-1-8

日本聖公会大阪教区事務所内

TEL : 06-6621-2179

FAX : 06-6621-3097

問い合わせ先

日本聖公会婦人会役員会 加納佳世子

E-mail : nipponseikokaifujinkai@cwo.zaq.ne.jp

TEL / FAX : 06-6654-2007

日本聖公会婦人会ホームページ



<https://www.nskk.org/fujinkai/>